

現行	改正後
<p>国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第6号</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>（小委員会）</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 <u>社会貢献小委員会</u></p> <p>二 <u>広報小委員会</u></p> <p>三 <u>史料編纂小委員会</u></p> <p>四 <u>その他委員会が必要と認める小委員会</u></p> <p>2 小委員会の委員長は、委員会が選出する。ただし、前項第1号及び第2号に規定する小委員会の委員長は、委員会の副委員長をもって充てる。</p> <p>3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>4 省略</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>（小委員会）</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 <u>学生募集改革委員会</u></p> <p>二 <u>史料編纂小委員会</u></p> <p>三 <u>その他委員会が必要と認める小委員会</u></p> <p>2 小委員会の委員長は、委員会が選出する。ただし、前項第1号に規定する小委員会の委員長は、委員会の副委員長をもって充てる。</p> <p>3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>4 省略（現行どおり）</p> <p>第9条～第12条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>

## 別表

小委員会 名称	委員構成	所掌事項
社会貢献 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項第5号の委員</li> <li>・共生科学技術研究院、工学教育府、農学教育部及び生物システム応用科学教育部から選出された教員 各1人</li> <li>・工学部附属繊維博物館長</li> <li>・留学生センターから選出された教員1人</li> <li>・広報・社会貢献チームリーダー</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公開講座及びネットワーク事業等、社会貢献活動の実施及び調整に関すること。</li> </ul>
広報小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項第4号の委員</li> <li>・大学情報委員会ホームページ運用小委員会から選出された委員 1人</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工学教育部、農学教育部及び生物システム応用科学教育部から選出された教員 各1人</li> <li>・留学生センターから選出された教員1人</li> <li>・入試チームリーダー</li> <li>・広報・社会貢献チームリーダー</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学広報全般及び入試広報活動の実施及び調整に関すること。</li> </ul>
史料編纂 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共生科学技術研究部、工学教育府、農学教育部及び生物システム応用科学教育部から選出された教員 各1人</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記念史の刊行に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

## 別表

小委員会 名称	委員構成	所掌事項
削る	削る	削る
学生募集 改革委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項第3号の委員</li> <li>・同項第4号の委員</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同項第7号の委員のうち、工学府・工学部広報・社会貢献委員会委員長、農学府・農学部広報・社会貢献委員会委員長及び生物システム応用科学府から選出された広報・社会貢献担当教員</li> <li>・工学府及び農学府から選出された教員 各1人</li> <li>・留学生センターから選出された教員1人</li> <li>・入試チームリーダー</li> <li>・広報・社会貢献チームリーダー</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生募集及び入試広報活動の企画、実施及び調整に関すること。</li> </ul>
史料編纂 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・社会貢献委員会副委員長</li> <li>・共生科学技術研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記念史の刊行に関すること。</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

附 則(18 細則第10号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。